

決 裁 伺 書

245-1711

(決裁日付) 	(処理期限) 年 月 日	(決裁区分) 知 事 課 長 副 知 事 課 長 補 佐 部 長 担 当 リ ー ダ ー 次 長	
	(起案日) 平成22年 1月 5日	(取扱区分)	
(文書分類) 大 (L) 中 (00) 小 (05)	(施行日) 年 月 日	(保存期間) 30年	引継 平成23年4月 廃棄 平成52年4月
(公印使用) 不要	(起案者) 所属 衛生管理課 職氏名 主査 TEL 川越 辰也		

知事	副知事				
部長	次長	衛生管理課長	総括課長補佐	乳肉衛生担当リ ーダー	課員
	次長	課長	技術	"	"
部長	次長	課長	"	"	"
	次長	課長	"	"	"

(標 題) 「動物管理実務のしおり」の改訂について
(伺 い) このことについて、別案(1)のとおり施行してよろしいか。また、決裁の上は、 別案(2)により送付してよろしいか。

動物管理実務のしおり

宮崎県福祉保健部衛生管理課
平成22年1月

【変更点】

	第 2 版 平成 2 2 年 1 月	初 版 昭和 6 1 年
	第 1 章	動管－1 犬取締条例の施行について
	削除	動管－2－① 犬鑑札の処分について
	第 1 章 P 7 一部修正 第 2 条収容区域を現在の保健所名に変更。第 6 条 2 犬の引取業務を追加。6 ねこの引取処分及び焼却業務の追加。	動管－3－⑤－①～⑤ 犬管理所の管理運営について
	第 2 章	動管－4－③－①～③ 県有自動車による犬の運搬に伴う運転実施要領の施行について
	第 2 章	動管－5－②－①～② 犬捕獲器の取扱いについて
	第 1 章	動管－6－②－①～② 宮崎県犬管理所勤務員宿舍の管理について
	第 4 章	動管－7－②－①～② 捕獲犬払い下げ申請の取扱いについて
	第 1 章	動管－8－⑩－①～⑩ 犬取締条例及び犬取締条例施行規則の全部改正について
	第 5 章	動管－9－A－④①～④ 麻酔銃の取扱い要領について
	第 5 章	動管－9－B－⑥－①～⑥ 麻酔銃の取扱いに関する要領の運用について
	第 1 章 P 3 1 内容の追加 犬による人身（咬傷）事故防止運動要領	動管－10－③－①～③ 野犬及び放し飼い犬の追放運動実施要領
	削除	動管－11－⑤－①～⑤ 狂犬病予防法の施行細則の一部改正について
	削除	動管－12－A－③①～③ 犬の狂犬病予防業務に関する交付金交付要綱の改正について

	第 2 版 平成 2 2 年 1 月	初 版 昭和 6 1 年
	削除	動管－12－B－②①～② 犬の狂犬病予防業務に関する交付金交付要綱の改正について
	削除	動管－13－A－③①～③ 不用ねこ引取業務実施要領
	第 4 章 P 6 8 一部変更 4 (1) の追加。(2) 麻袋から適当なケースに変更。	動管－13－B－③①～③ 不用ねこ引取業務実施要領
	削除	動管－14 宮崎県危険な動物の飼養及び保管に関する条例の解説
	第 2 章	動管－15 咬傷犬の観察及び処分依頼並びに処分願提出済犬の譲渡依頼に対する事務の取扱について
	第 3 章	動管－16 「大型犬の適正な飼養及び管理に関する指導要領」の制定について
	第 1 章	動管－17 狂犬病予防法及び犬取締条例違反に係る「指導書」について
	第 3 章	動管－18 動物ふれあい啓発推進事業の推進について
	第 3 章	動管－18－A 動物ふれあい教室開催要領
	第 4 章	動管－18－B 仔犬の里親探し実施要領
	第 3 章 P 4 3 ～ 4 6 追加 動物ふれあい啓発事業の推進について	
	第 3 章 P 4 8 ～ 5 3 追加 宮崎県動物愛護推進員及び動物愛護推進協議会の設置について	
	第 3 章 P 5 7 ～ 6 1 追加 宮崎県闘犬種等大型犬適正飼養管理指導要領	

	第 2 版 平成 2 2 年 1 月	初 版 昭和 6 1 年
	第 4 章 P 7 0 ～ 7 4 追加 犬及びねこの譲渡実施要領	
	第 4 章 P 7 5 ～ 7 7 追加 犬の引取・処分マニュアル	
	第 5 章 P 9 4 ～ 9 6 追加 犬捕獲用吹き矢等取扱い要領	
	第 5 章 P 9 7 ～ 9 9 追加 宮崎県動物愛護指導員の設置要領	
	第 5 章 P 100 ～ 101 追加 負傷動物収容業務実施要領	
	第 5 章 P 102 ～ 104 追加 動物保護管理所消毒マニュアル	
	付録 追加 宮崎県動物愛護管理 推進計画	

犬およびねこの譲渡実施要領

1. 事業の目的

動物保護管理所に収容された動物の譲渡を行うことにより、県民等に動物愛護思想の高揚および適正な飼養管理の普及啓発を図るとともに、命あるものの生存機会の拡大を図ることを目的とする。

2. 実施主体

県内各保健所において実施する。

3. 譲渡の対象者

譲渡の対象者は、飼養を希望する者のうち、狂犬病予防法、宮崎県犬取締条例、動物の愛護及び管理に関する法律、宮崎県動物の愛護および管理に関する条例等関係法令を遵守し、愛情と責任をもって終生飼育できる者に限る。

4. 対象動物

引き取りまたは収容し、かつ、安楽死処分する犬およびねこのうち、次の基準に適合しているもの。

- (1) 離乳済みで、健康と判断されるもの。
- (2) 人および社会に順応性があると判断されるもの。

5. 譲渡実施方法

① 譲渡対象動物

動物保護管理所で飼育管理された犬及びねこのうち、4の(1)(2)に適合するものを対象とする。

② 譲渡対象者

動物保護管理所において犬及びねこを確認し、3.の要件を満たした者。

③ 譲渡方法

譲渡を受ける者は、譲渡希望者の居住地を管轄する保健所長に、犬またはねこ譲渡申請書(別記様式1または2)と、誓約書(別紙1または2)を提出し、譲渡条件に合致したと認められた後、譲渡を受ける。

6. 譲渡の制限

- (1) 動物の譲渡は、原則として、1世帯1頭とする。
- (2) 多頭飼育の恐れ、または、当該動物の適正な飼養が保証されない恐れがある時は、譲渡を制限する。

7. 譲渡後の調査

保健所長は、必要に応じ、譲渡した動物について、飼養状況調査を行うことが出来る。

8. 取り消し・返還

保健所長は、被譲渡者が、飼養動物に対して不適切な飼養管理を行っている場合、または、その恐れのある時は、譲渡動物の返還を求めることができるものとする。

(別記様式1)

犬の譲渡申請書

平成 年 月 日

〇〇保健所長 殿

申 請 者

郵便番号

住 所

氏 名

TEL

下記の犬の譲渡を申請します。

なお、飼育にあたっては、別紙誓約書を遵守し、終生愛情をもって飼育することを誓います。

記

種 類		毛 色		性 別	
年 齢		備 考 (個体番 号等)			

(別紙1)

誓約書 (犬用)

- 1 犬の本能、習性等を理解し、適正に終生飼養します。
- 2 他人に迷惑をかけないように飼い主として責任をもって飼養します。
- 3 「狂犬病予防法」に基づく「犬の登録」および「狂犬病予防注射」を受け、「鑑札」「狂犬病予防注射済票」を必ず装着します。
- 4 必ず犬は「けい留」して飼育し、また室内飼い・柵内飼いの場合は外に出してしまう事のないよう十分注意します。
- 5 不妊・去勢手術を受けさせます。
- 6 犬が疾病にかかった場合、適切な治療を受けさせます。
- 7 譲渡を受けた犬を使用して営利を目的とした行為は行いません。
- 8 やむを得ない理由で飼養が困難になった場合には、新たな飼い主を責任をもって捜します。また、その結果を譲渡を行った保健所に連絡します。
- 9 譲渡を行った保健所で実施している「犬のしつけ方教室」に参加するように努めます。
- 10 保護された犬の飼い主が見つかった場合、または元の飼い主から返還の希望があった場合などにより、譲渡を行った保健所から返還の指示があった時には、これに応じます。(保護犬の譲渡者のみ)
- 11 上記の他「狂犬病予防法」「宮崎県犬取締条例」「動物の愛護及び管理に関する法律」「宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例」「宮崎県闘犬種等大型犬適正飼養管理指導要領」に定められた事項を遵守します。
- 12 登録及び狂犬病予防注射の実施後は、速やかにその旨を連絡いたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

(別記様式2)

ねこの譲渡申請書

平成 年 月 日

〇〇保健所長 殿

申 請 者

郵便番号

住 所

氏 名

T E L

下記の犬またはねこの譲渡を申請します。

なお、飼育にあたっては、別紙誓約書を遵守し、終生愛情をもって飼育することを誓います。

記

種 類		毛 色		性 別	
年 齢		備 考			

(別紙2)

誓約書（ねこ譲渡用）

- 1 ねこの本能、習性等を理解し、適正に終生飼養します。
- 2 他人に迷惑をかけないように飼い主として責任をもって飼養します。
- 3 必ずねこは、室内飼いして飼育し、外に出してしまうことのないよう十分注意します。
- 4 不妊・去勢手術を受けさせます。
- 5 ねこが疾病にかかった場合、適切な治療を受けさせます。
- 6 譲渡を受けたねこを使用して営利を目的とした行為は行いません。
- 7 やむを得ない理由で飼養が困難になった場合には、新たな飼い主を責任をもって捜します。また、その結果を譲渡を行った保健所に連絡します。
- 8 上記の他「動物の愛護及び管理に関する法律」「宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例」に定められた事項を遵守します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

犬の引取・処分マニュアル

1 生後90日以下の犬の場合

(1) 申請手続き・引き取り

犬の引取依頼が電話・窓口であった場合は、まず新しい飼い主を探したのか、探せないのかの確認および指導(ドッグ愛ランドへの掲載等)を行う。特に、生後90日以下の犬(以下:子犬)の場合はドッグ愛ランドへの掲載等を強く勧め、掲載中は自宅での飼育管理を依頼するものとする。

新しい飼い主が見つからなかった場合や、飼育者が引取を強く望んだ場合は引取申請書に必要事項を記載させ、引取犬の頭数に応じた手数料を徴収し、引取を行う。

(2) 判定・譲渡・処分

各保健所で引取を行った子犬は、原則として引取当日に動物保護管理所に搬入を行うものとする。動物保護管理所に当日搬入できず、保健所で管理する場合には、十分な給餌水等を行い、管理には十分留意する。

動物保護管理所に搬入された子犬は、搬入日から7日間の譲渡期間を設ける。引取をした子犬は、引取を行った保健所の獣医師・愛護指導員によって譲渡判定を行い、譲渡「適」と判定された子犬を譲渡対象とし、譲渡「不適」と判定された子犬は直近の処分日において殺処分を行う。

譲渡対象となった子犬については、譲渡希望者台帳による案内やドッグ愛ランドへの掲載等により、積極的に新しい飼い主探しを実施するが、搬入から7日間後までに譲渡先が見つからなかった場合は、殺処分とする。

2 生後91日以上の子犬の場合

(1) 申請手続き・引き取り

犬の引取依頼が電話・窓口であった場合は、まず新しい飼い主が見つからないか指導(ドッグ愛ランドへの掲載等)を行う。但し、闘犬並びに攻撃性がある犬(凶暴な犬)及び咬傷犬はこの限ではない。

新しい飼い主が見つからなかった場合や飼育者が引取を望んだ場合は引取申請書に必要事項を記載させ、引取犬の頭数に応じた手数料を徴収し、引取を行う。

但し、闘犬並びに攻撃性がある犬(凶暴な犬)及び咬傷犬等は保健所での手続き後、必要に応じて動物保護管理所へ飼育者自身が搬入するものとする。その際は、保健所において引取申請書の写しを飼育者に持参させることとする。

咬傷犬においては、飼育者が処分を望み、かつ、飼育者宅で咬傷犬の観察が困難な場合は、保健所で引き取り動物保護管理所で継続観察とする。

(2) 判定・譲渡・処分

各保健所で引取を行った犬は、原則として引取当日に動物保護管理所に搬入を行うものとするが、業務の都合上搬入が困難な場合はこの限りではない。動物保護管理所に当日搬入できず、保健所で管理する場合には十分な給餌水等を行い、管理には十分留意する。

引取をした犬は、引取を行った保健所の獣医師・愛護指導員によって譲渡判定を行い、譲渡「適」と判定された犬を譲渡対象とし、譲渡「不適」と判定された犬は直近の処分日において殺処分を行う。

闘犬並びに攻撃性がある犬(凶暴な犬) 及び咬傷犬は、攻撃性がある上に一般の方が日常管理を行うことが非常に難しいことから譲渡を行うにはそぐわないので、原則殺処分とする。

譲渡対象となった犬については、譲渡希望者台帳による案内やドッグ愛ランドへの掲載等により、積極的に新しい飼い主探しを実施するが、搬入から7日間後までに譲渡先が見つからなかった場合は、殺処分とする。

引 取 犬

生後90日以下

生後91日以上

その他(通常犬)

闘犬(凶暴な犬)

咬傷犬

処分回避のために新しい飼い主(ドッグ愛ランドへの掲載等を指導)を探すように指導

新しい飼い主が見つからなかった場合及び処分を望んだ場合

新しい飼い主への譲渡

引取申請書(手数料納入)

引取申請書(手数料納入)

譲渡判定(引取保健所獣医師及び愛護指導員)

譲渡「適」

譲渡「不適」

7日間の譲渡期間

譲渡希望者台帳等により積極的譲渡を行う

搬入7日後

譲 渡

殺 処 分

2週間観察
(飼育者が管理
できない場合)

闘犬等凶暴
な犬は保健
所での手続
き後、飼育
者に管理所
搬入を依頼
する

保健所

保護管理所